

## 保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届のQ & A

Q：保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」とする。）の業務従事者届は必ず提出しなければならないのですか。

A：保健師助産師看護師法第33条で「業務に従事する看護師等は、2年毎の年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、翌年の1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」とあり、この規定に違反した者は50万円以下の罰金に処する（保健師助産師看護師法第45条）と明記されています。必ず、ご本人が記載して提出してください。

Q：業務従事者届の対象者を教えてください。

A：対象者は、免許を取得し、看護師等の業務に従事している人です。看護師等の業務に従事していない方は届出の必要はありません。  
また、12月31日現在、産前産後休暇、育児休業、介護休業等で休職している方、長期研修中でも雇用関係がある方は、対象者となります。

Q：籍に登録している氏名は旧字体（例：瀧澤）ですが、通常は新字体（例：滝沢）を使用しています。業務従事者届を新字体（例：滝沢）で記入してよいですか。

A：記入要領に「籍に登録されている氏名を正確に記入すること」とありますので、旧字体（例：瀧澤）で記入してください。

Q：住民票の住所と現住所が異なるのですが、どちらを書けばよいですか？

A：現住所を記入してください。住民票と異なっても構いません。

Q：免許の登録年月日がわかりません。

A：登録年月日は免許証に記載されていますが、再交付や書換え交付された場合は、免許証の裏に記載されている場合があります。免許証の発行時期によって記載場所が異なる場合がありますので、必ずお手元の免許証で御確認ください。

Q：免許の種別欄の、厚生労働省の隣に、（　　都道府県）と書いてあるのは何ですか。本籍が青森県の場合は青森県と書かなければいけないのですか。

A：保健師免許、助産師免許、看護師免許は、現在は厚生労働省が発行していますが、昭和22年までは各都道府県が発行していました。都道府県で発行した免許をお持ちの方は、発行元の都道府県名を書いて頂く必要がありますが、厚生労働省発行の免許でしたら、都道府県名を書く必要はありません。

Q：免許証を紛失しました。登録番号や登録年月日の問合せ先を教えてください。

A：県庁や厚生労働省では、**看護師等の免許の登録番号、登録年月日の問合せには応じていません。**免許証を紛失した場合は、青森県健康福祉部医療薬務課で**免許証の再交付申請**を行ってください。

※再交付には時間がかかりますが、手続き中に登録済証明書発行を申請することで、登録年月日、番号などを先に確認することができます。

詳細はこちら→<https://confirmationdt.mhlw.go.jp/>

※提出期限までにわからない場合は、免許番号は空欄として、末尾の余白に「免許証再交付申請中」と記載して提出してください。

Q : 看護師と准看護師の免許を持っていますが、准看護師免許を紛失しました。准看護師の登録番号等を空欄で提出してよろしいですか。

A : 免許所持者は、資格確認のため、いつでも免許証を提示できなければなりません。准看護師免許証を紛失した場合は、青森県健康福祉部医療業務課で免許証の再交付申請を行ってください。

Q : 保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を持ち、助産師と看護師の業務を行っています。現在、主に助産師の業務を行っている場合の届出について教えてください。

A : 保健師、助産師、看護師及び准看護師の登録番号と、登録年月日を記入し、主たる業務を助産師として届出してください。

Q : 看護師免許と介護支援専門員の免許を取得しており、現在、居宅介護支援事業所で介護支援専門員として勤務しています。業務従事者届は必要ですか。

A : 現在の業務が看護業務と関係がある場合は、業務従事者届を提出してください。

Q : 同一法人が設置する特別養護老人ホームと居宅サービス事業所の2ヶ所で勤務しています。業務に従事する場所はどちらを記載すればいいですか？

A : 複数の場所で勤務している場合は、主に従事している施設の分についてのみ記入して届出をしてください。

Q : フルタイム労働者とは何ですか。非常勤やパート職員なら、短時間労働者になるのでしょうか。

A : フルタイム労働者とは、1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の方を指します。非常勤職員の方であっても、同程度の労働時間の場合にはフルタイム労働者としてください。

Q : 短時間労働者です。施設の就業時間は週38.75時間（38時間45分）ですが、私の所定労働時間は29時間です。常勤換算は何人になるのでしょうか。

A :  $29 \text{ 時間} \div 38.75 \text{ 時間} = 0.7483 \dots \text{ 人}$   
小数点第2位を四捨五入するので0.7人となります。

Q : 令和2年4月から就業し、今年の4月に現在の勤務場所に転勤になりました。従事期間は1年未満ですか。

A : 設置主体が同じ場合（例：同一法人の設置する病院と老人保健施設）は、連続した勤務と見なしますので、従事期間は「2年以上」となります。しかし、設置主体が異なる場合（例：同一敷地内にあるが医療法人立と社会福祉法人立の施設）は、従事期間は「1年未満」となります。